

(仮称)
第4次ちとせ男女共同参画推進プラン
素案

千 歳 市

目 次

第1章 プランの策定に当たって

1	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	策定体制	
	(1) 千歳市男女行政推進委員会・・・・・・・・	2
	(2) ちとせ男女平等推進会議・・・・・・・・	3
	(3) パブリックコメント・・・・・・・・	3
5	千歳市の現状と課題	
	(1) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第2章 プランの基本的考え方

1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	重点的取組・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	プラン体系・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第3章 施策の展開

1 基本方針1 共に支えあう意識づくり

推進課題（1）男女共同参画と多様性への理解の促進・・・・・・・・・・	12
推進課題（2）男女共同参画や多様性の視点に立った学校教育の推進・・・	13
推進課題（3）暴力や虐待、差別の根絶・・・・・・・・・・	14

2 基本方針2 共に支えあう家庭づくり

推進課題（1）家事・育児・介護等への共同参画の推進・・・・・・・・・・	16
推進課題（2）ウェルビーイングを高める心と体の健康づくりの推進・・・	17

3 基本方針3 共に支えあう職場づくり

推進課題（1）女性の活躍推進に向けた環境の整備・・・・・・・・・・	19
推進課題（2）仕事と生活の調和が図られたウェルビーイングの実現・・・	22

4 基本方針4 共に支えあう地域づくり

推進課題（1）安心して子どもを育てられる環境の整備・・・・・・・・・・	23
推進課題（2）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・・	25
推進課題（3）地域における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・	27
推進課題（4）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立・・・・・・・・・・	28

5 基本方針5 プランの推進体制の充実・・・・・・・・・・ 29 |

6 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 |

参考資料

第1章 プランの策定に当たって

1 策定の趣旨

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法においては、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

■男女共同参画社会を実現するための5本の柱

(男女共同参画社会基本法の基本理念)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

千歳市においては、平成 9 年度に「ちとせ女性プラン」を策定し、男女平等意識の醸成と啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目標とした諸施策を実施してきました。

平成 18 年度には、第 2 次プランとなる「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、平成 29 年度には「第 3 次ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と相談支援の充実などの多くの課題に対して、市民や関係団体と協働しながらプランを推進してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、国の方針に基づいて①well-being、②健康、③テクノロジー、④地域の視点で、多様性や持続可能性の考え方を取り込んだ施策が必要であると考えます。

以上のことから、これまでの意識を変えることは容易ではありませんが、あらゆる分野における意識啓発を繰り返し実践していくことが重要であり、男女共同参画社会基本法第 9 条に規定する地方公共団体の責務を果たすとともに、より主体的に地域や職場など、多くの市民と協働しながら課題に取り組み、事業を推進するため、第 4 次ちとせ男女共同参画推進プランを策定するものです。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

2 性格

このプランは、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の第6次男女共同参画基本計画及び第3次北海道男女平等参画基本計画を踏まえ、千歳市第7期総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

■この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として位置付けるものであり、千歳市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。（関連する基本方針 1～5）

■この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。（関連する基本方針 1～4）

■この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。（関連する基本方針 1）

■この計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）第8条の3に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。（関連する基本方針 1）

3 期間

このプランの計画期間は、令和9年度～令和18年度（2027年度～2036年度）の10か年計画とします。

4 策定体制

プランの策定に当たっては、国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、令和7年度に実施した市民対象のアンケート調査を参考とし、庁内組織である「千歳市男女行政推進委員会」及び庁外組織である「ちとせ男女平等推進会議」において、審議等を経て、本プランを策定しました。

（1）千歳市男女行政推進委員会

千歳市市民環境部長を委員長として、庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市男女行政推進委員会」において、男女共同参画に関する施策の現状や課題を点検・

整理するなど、プラン全般について横断的な視点で検討を行いました。

（２）ちとせ男女平等推進会議

市内の教育・福祉・労働団体・経済界・地域活動・女性団体の関係者や公募による市民で構成する「ちとせ男女平等推進会議」において審議し、プランを取りまとめました。

（３）パブリックコメント※

広く市民の意見をプランに反映させるため、計画素案を市民に公表し、パブリックコメントを実施しました。

男 女 が と も に 活 躍 で き る 社 会 へ



内 閣 府
男女共同
参 画 局

男女共同参画シンボルマーク
（内閣府男女共同参画局作成）
男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、
互いに尊重しあい、
共に歩んでいけたらという
願いがこめられています。

※パブリックコメント：「市民参加手続き」の手段のひとつであり、市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する手続き。

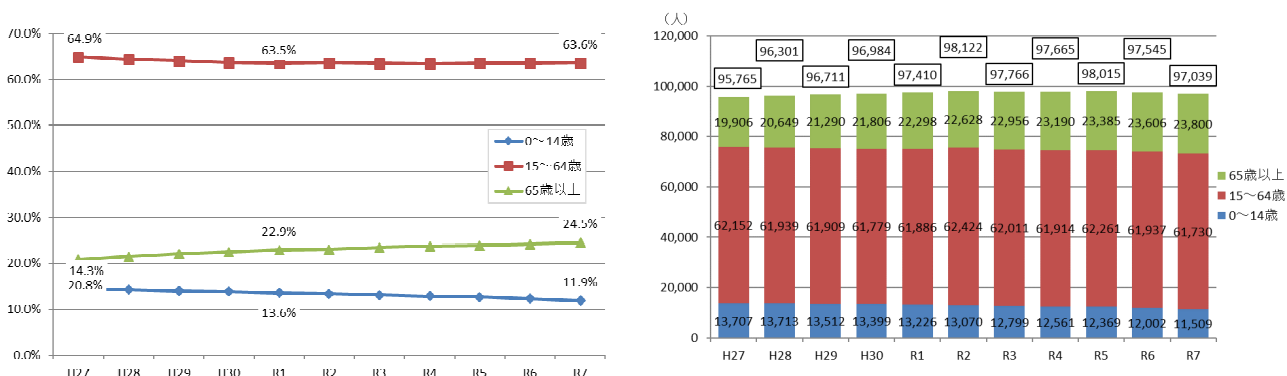
5 千歳市の現状と課題

(1) 現状

■少子高齢化の進展

千歳市の人口総数は、令和2（2020）年まで増加を続け、その後は横ばいの推移となっています。近年における年齢3区分別にその内訳をみると、年少人口（0～14 歳）と、生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少しています。

近年における千歳市人口の年齢3区分別割合と人数

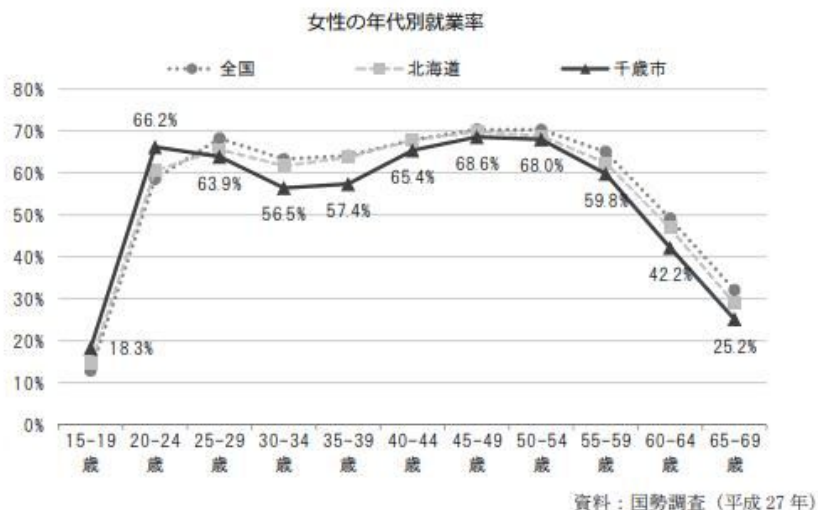


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■女性の就業状況

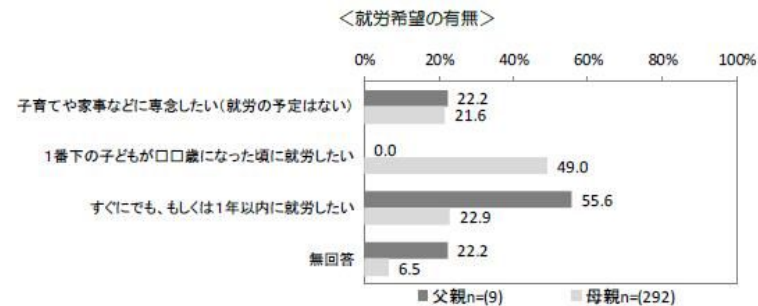
女性の就業状況は、年代別にみると 20 代前半で、就業率が大きく伸びますが、結婚や妊娠・出産等に伴い離職することで、25～34 歳で大きく就業率が減少しています。その後、子育てが落ち着く 40 代頃から就業する女性が増えはじめ、就業率のピークが 2 度訪れる M 字曲線を描いています。

千歳市の特徴は、就業率の最初のピークが 20～24 歳となっており、また、25 歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低くなっています。

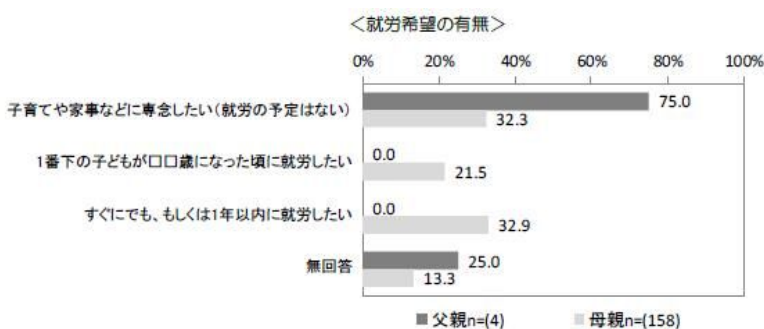


■女性の就労意識

「千歳市子ども・子育て支援アンケート(令和6年度)」によると、就労していない母親の就労意識は、就学前の子どもを持つ母親の約7割、小学生の子どもを持つ母親の約5割が「就労したい」と考えています。



就学前の子どもをもつ親



小学生の子どもをもつ親

資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート（令和6年）

《参考》 母親の就労状況（千歳市子ども・子育て支援アンケート(令和6年度)）

就学前の子どもを持つ母親の約5割、小学生の子どもを持つ母親の約8割が就労しています。

＜母親の就労状況＞

就学前の子どもをもつ親

(%)

	調査数	【フルタイム】		【パート・アルバイト等】		以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答	合計
		育休・介護休業中ではない	育休・介護休業中である	育休・介護休業中ではない	育休・介護休業中である				
全 体	898	22.8	8.1	30.5	2.7	31.3	1.2	3.3	100.0

小学生の子どもをもつ親

(%)

	調査数	【フルタイム】		【パート・アルバイト等】		以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答	合計
		育休・介護休業中ではない	育休・介護休業中である	育休・介護休業中ではない	育休・介護休業中である				
全 体	926	29.2	0.4	50.0	0.4	15.7	1.4	2.9	100.0

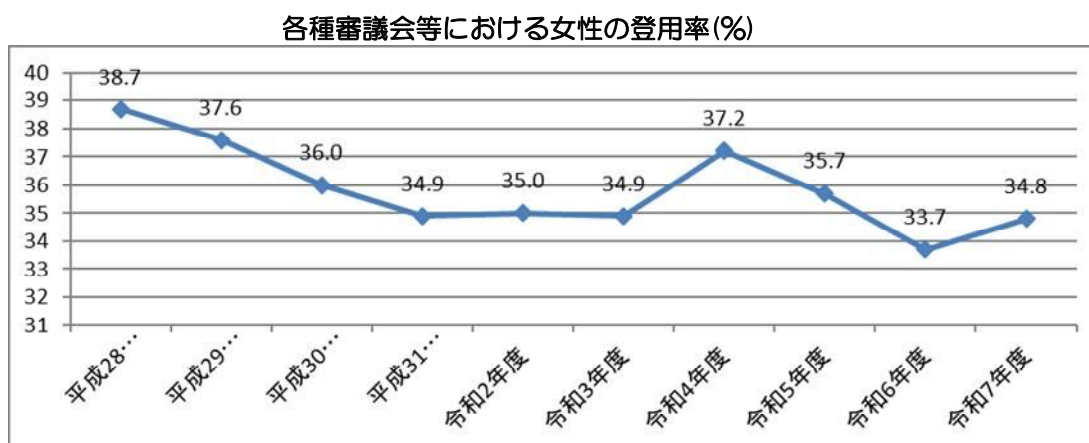
■男性の就労時間

「千歳市子ども・子育て支援アンケート(令和6年度)」によると、父親の1日当たりの就労時間は、8時間以上働いている人が約8割（平成25年調査では約9割）となっており、そのうち10時間以上働いている人が約4割存在しています。

働く場面において、長時間勤務等が当然とされている働き方をしている方が、一定程度いる一方で、育児・介護等と両立したり、ワークライフバランスを考慮した働き方をしている方が、わずかながら増加傾向となっているように見受けられます。

■市の各種審議会等における女性の登用率

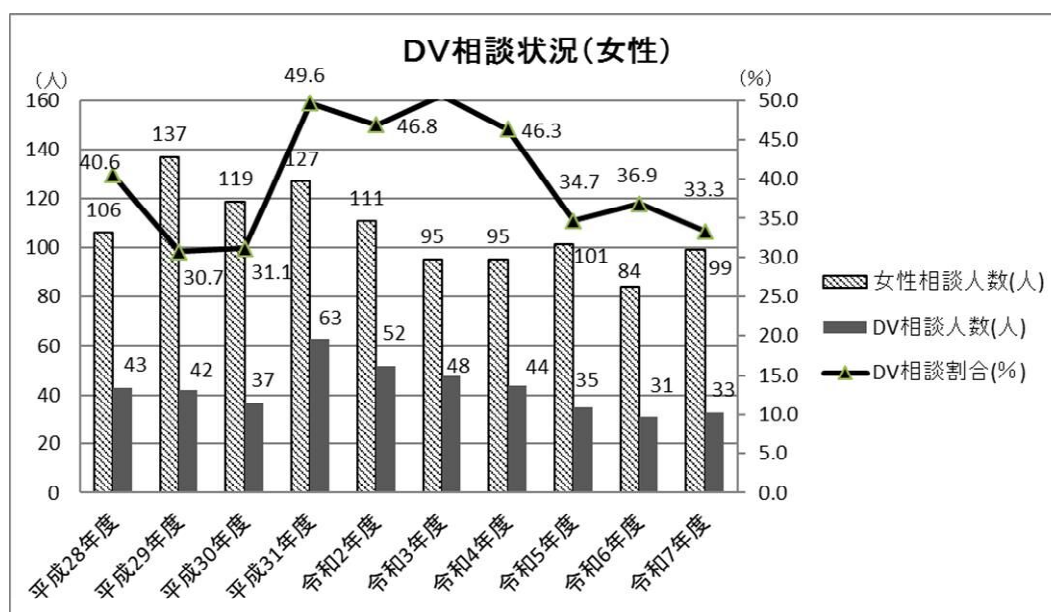
平成28年度以降、女性委員の登用率は横ばい、または、わずかながら下降しており、目標である45%に向けて、引き続き推進していきます。



資料：市民生活課（各年4月1日現在）

■DV相談の状況（女性）

女性相談のうち、配偶者からの暴力（DV）被害に対する相談人数の割合は、平成28年度以降、3～5割で推移しており、相談人数と共に横這いの傾向にあります。



資料：市民生活課

■防災対策

第6次男女共同参画基本計画において、改めて強調している視点の一つとなっており、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所における女性ニーズに配慮した対応等、平常時から男女共同参画の視点を取り入れるために、防災会議における女性委員割合の拡大など、必要な取組を進めるとしています。

(2) 課題

千歳市における現状と国の第6次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、主に取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

■女性の就労とキャリア形成への支援

千歳市の女性の年代別就業率、いわゆるM字カーブは、全国・北海道より深くなっており、その一方で、独身女性の多くが、結婚、出産後も仕事を続けたいと考え、また、子育て中の母親の多くが就労したいと考えています。女性が働く意欲があるにもかかわらず、様々な要因によってキャリア形成を阻害されている現状があることから、就労支援と職場環境の改善への働きかけが必要となっています。

■長時間労働の是正とワークライフバランスの推進

長時間労働は依然として高い水準にあり、労働環境の改善は、女性にとって働きやすい職場環境づくりに繋がるとともに、家事や育児などを男女がお互いに支え合い、今後、直面する介護に対応するためにも、男性が地域社会や家庭生活へ積極的に参画できるゆとりの創出が必要です。

仕事と生活の調和を図ることは、ますます重要な取組となります。

■DVの予防と根絶

配偶者からの暴力（DV）に関する相談は依然として高い水準で推移しております。その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

■女性の登用率の推進

市の各種審議会等における女性委員の登用率は、目標である45%に対して横ばい、またはわずかながら下降傾向にあります。意思決定の場に多様な視点を取り入れ、政策形成の質を高めるためには、女性の参画をさらに促進する必要があります。女性の登用促進に向けた具体的な方策を講じ、目標達成に向けて継続的に取り組むことが課題です。

第2章 プランの基本的考え方

1 基本理念

「誰もが互いを尊重し、多様性を認め、
共に支えあいながら活躍できる、持続可能な男女共同参画社会の実現」

千歳市では、第3次推進プランにおいて、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などに取り組み、「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、支えあえる男女共同参画社会の実現」を目指してきましたが、本プランでは、①性別だけでなく多様な背景や価値観を持つすべての人が尊重される社会、②家庭、地域、職場において、性別に関わりなく支え合える平等な関係、③少子高齢化や働き方改革を踏まえつつ、男女共同参画が社会全体に定着し、安心して生きられる未来志向型の社会の実現、④性別にかかわらず、誰もがその能力を十分発揮できる機会を確保し、個々の活躍がより社会に貢献できる社会を目指した思いを含めた理念として、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 目標

「すべての人が個性と能力を活かし、多様な価値観を尊重しながら支えあい、
多様な幸せを感じることでできる社会の実現を目指す」

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義しています。

また、第6次男女共同参画基本計画では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えに基づき、①well-being、②健康、③テクノロジー、④地域の視点で、男女共同参画の取組などを強化するとしております。

本プランの目標は、前プランの「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」を、国の動向も考慮し、より具体的なものとなるよう、多様性や持続可能性の考え方を反映しました。

3 基本方針

すべての人が、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すため、「意識」「家庭」「職場」「地域」という施策の実施分野を明確に体系化した前計画を継承し、次の5つの基本方針を設定します。

- 1 共に支えあう意識づくり
- 2 共に支えあう家庭づくり
- 3 共に支えあう職場づくり
- 4 共に支えあう地域づくり
- 5 プランの推進体制の充実

4 重点的取組

千歳市における課題と国の第6次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、計画期間内に次の事項について重点的に取組を推進します。

■重点施策として

- ① 基本方針1 ― 推進課題(3)
― 施策の方向 ①相談窓口の周知及び暴力や差別の根絶に向けた理解の促進
- ② 基本方針1 ― 推進課題(3)
― 施策の方向 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ③ 基本方針2 ― 推進課題(1)
― 施策の方向 ①男性の家庭生活への参画の促進
- ④ 基本方針3 ― 推進課題(1)
― 施策の方向 ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ⑤ 基本方針3 ― 推進課題(1)
― 施策の方向 ②女性の就労支援の推進
- ⑥ 基本方針3 ― 推進課題(2)
― 施策の方向 ①長時間労働の削減などのワークライフバランスの推進
- ⑦ 基本方針4 ― 推進課題(4)
― 施策の方向 ①多様なニーズに対応した子育て支援の充実

《参考》 国の第6次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

【計画推進のイメージ図】

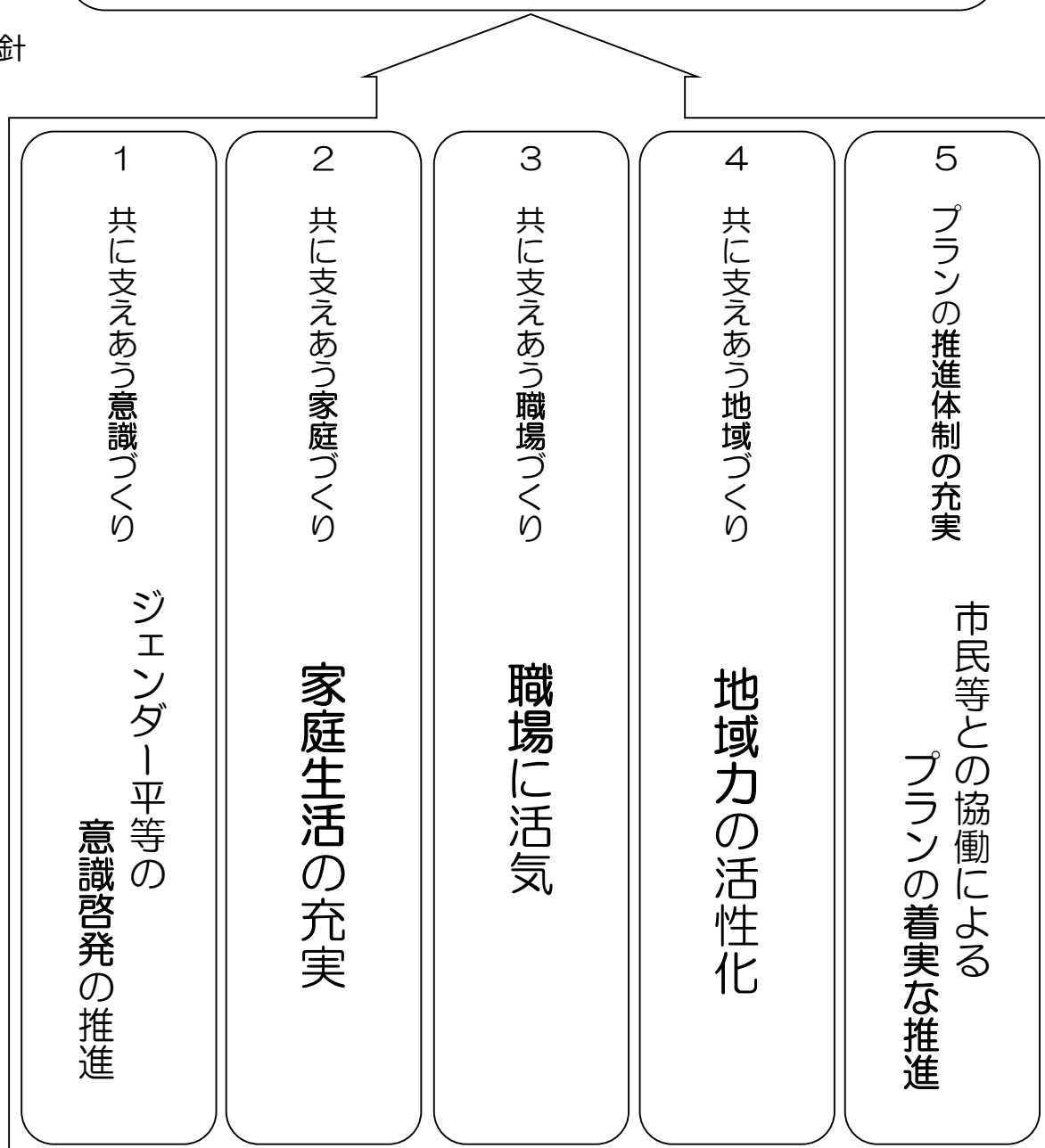
基本理念

誰もが互いを尊重し、多様性を認め、共に支えあいながら
活躍できる、持続可能な男女共同参画社会の実現

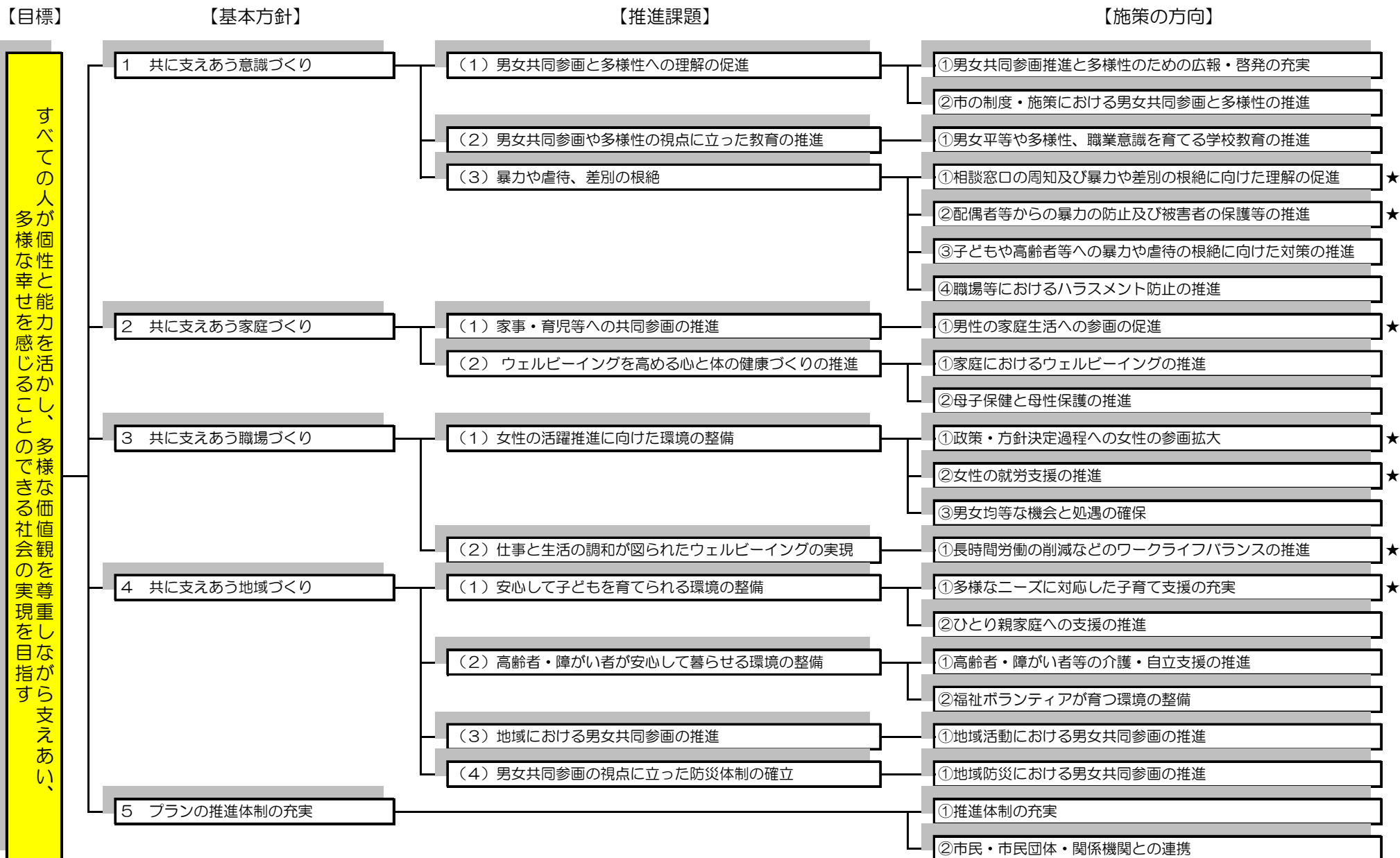
目 標

すべての人が個性と能力を活かし、
多様な価値観を尊重しながら支えあい、
多様な幸せを感じることでできる社会の実現を目指す

基本方針



5 プラン体系



★は重点施策を示す

第3章 施策の展開

1 基本方針1 共に支えあう意識づくり

推進課題（1）男女共同参画と多様性への理解の促進

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識の中に形成された性別の固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消するとともに、社会を構成する個々人の多様性（性自認、性的指向、文化的背景、年齢、障害の有無など）を尊重する意識を醸成することが必要です。

市民が男女共同参画と多様性に関する理解を深められるよう、継続的に広報・啓発を行います。

また、市の制度や政策の立案に男女共同参画や多様性の視点を反映できるよう、職員研修等を通して市職員への意識啓発を行います。

【施策の方向】

① 男女共同参画推進と多様性のための広報・啓発の充実

具体的施策	取組内容	担当課
① 「ちとせ男女共同参画月間」事業の推進	6月を「ちとせ男女共同参画月間」と定め、パネル展等の啓発を実施し、広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民生活課
② 男女共同参画と多様な生き方への理解促進に関する意識啓発	「男女共同参画通信」の発行、市のホームページや情報コーナー等の活用により、男女共同参画と多様な生き方への理解促進に関する意識啓発を行います。	市民生活課

② 市の制度・施策における男女共同参画と多様性の推進

具体的施策	取組内容	担当課
③ 市職員への意識啓発	市職員の男女共同参画と多様性への意識を高めるため、「男女共同参画通信」や北海道や国で開催する男女共同参画に関する各種セミナー等の情報を共有し、男女共同参画への意識啓発を図ります。	市民生活課 職員課
④ 市の制度・施策における男女共同参画	市の制度や施策に男女共同参画と多様性の視点を生かし、各事業に取り組みます。	全課

推進課題（２）男女共同参画や多様性の視点に立った教育の推進

人の価値観や意識は、幼い頃からの教育や環境に大きく影響されるため、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や多様性への理解と協力の重要性等についての学習に取り組むなど、男女共同参画と多様性の視点を踏まえた教育を推進します。

また、性別にかかわらず、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画と多様性の視点を踏まえたキャリア教育※を推進します。

【施策の方向】

① 男女平等や多様性の視点に立った学校教育の推進

具体的施策	取組内容	担当課
⑤ 男女共同参画社会づくり標語コンクールの実施	児童期から男女共同参画についての理解と関心を深めるため、小学校6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施します。	市民生活課
⑥ 小中学校におけるキャリア教育の推進	児童生徒が社会人・職業人として自立していけるように、職場体験や就業体験を通じて学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、家庭・地域・企業等の協力を得て、社会的に自立できる能力の向上を図ります。	学校教育課
⑦ 小中学校における人権教室の充実と推進	児童生徒の人権教育のため、地域の人材等を生かし、発達段階に応じて人権に関する正しい理解や自他を尊重し思いやる指導の充実を図ります。	市民生活課 学校教育課

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

推進課題（３）暴力や虐待、差別の根絶

暴力や虐待、差別は、重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復への取組を推進し、暴力や虐待、差別の根絶を図ることは、男女共同参画社会の実現に向けた克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

また、被害者が子ども、高齢者、障がい者等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠です。

このため、暴力や虐待、差別を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を推進するとともに、被害者が安心して相談できる支援体制を通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

【施策の方向】

① 相談窓口の周知及び暴力や差別の根絶に向けた理解の促進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
⑧ 広報紙・インターネットによる相談窓口の周知	市の広報紙及びホームページに女性相談窓口や国・北海道の支援情報等を掲載し、被害者の早期相談を促進します。	市民生活課
⑨ DV防止のための意識啓発	公共施設や医療機関等に携帯用女性相談しおりを設置するほか、パネル展等により、DV防止のための意識啓発を図ります。 人権擁護委員と連携し、市内各学校等においてデートDV*防止に関する講義を開催し、若年層におけるDVの防止を図ります。	市民生活課

※デートDV：交際相手からの暴力。

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
⑩ DV相談対応の充実	女性相談員の研修等への参加によるスキルアップを図るとともに、各種相談員、関係機関等との情報共有や連携により早期発見に努めるなど、DV相談体制の充実を図ります。	市民生活課
⑪ 緊急保護対策の充実	DV被害者の相談内容に応じ、住民基本台帳閲覧制限による被害者の安全確保や、警察、学校、一時保護施設等の関係機関と連携し、被害者の早急な保護と自立支援に努め、二次被害の防止を図ります。	市民生活課

③ 子どもや高齢者等への暴力や虐待の根絶に向けた対策の推進

具体的施策	取組内容	担当課
⑫ 高齢者虐待等相談体制と権利擁護の充実	高齢者虐待等の相談窓口の周知や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議等により、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげます。	高齢者支援課
⑬ 児童虐待等の相談対応の充実	家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、児童虐待、児童の養育問題などについての相談や、保護者、児童と面接するカウンセリング等を行います。 要保護児童地域ネットワーク協議会等により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携しながら要保護児童に幅広く対応していきます。	こども家庭課

④ 職場等におけるハラスメント※防止の推進

具体的施策	取組内容	担当課
⑭ ハラスメント防止の啓発	ハラスメントの発生を未然に防ぐため、男女共同参画パネル展や情報コーナー等へのパンフレット等の設置を行うほか、ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載し、周知・啓発に努めます。	商業労働課



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局制定)

※ハラスメント：様々な場面での嫌がらせ、いじめなどの言動により、相手に不快や苦痛、脅威などを与えること。

2 基本方針2 共に支えあう家庭づくり

推進課題（１）家事・育児等への共同参画の推進

家庭は、人々が豊かな人生を送る上での心の基盤であり、家事や育児といった家庭生活における役割を、男女がお互いに支え合いながら担うことは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠な課題です。

現在、固定的な性別役割分担意識や性差に基づく偏見は徐々に変化してきているものの、依然として、男性中心型労働慣行や長時間労働が残ることにより、男性の家庭参加は十分進んでおらず、家事や育児における女性への負担が大きい状況が続いています。このような状況が、女性の地位向上や社会的活躍を妨げる要因となっています。

一方で、男性が家庭生活に十分にに関わることにより、家事や育児等の経験を通じて、多様な価値観の理解やマネジメント力の向上が期待され、男性自身のキャリア形成や人間的な成長にも寄与します。そのため、家庭生活において男女が共に役割を担い、対等な関係性を築くことが、より質の高い豊かな人生を実現する上で重要です。

誰もが家庭生活と仕事を両立できる環境を整備し、特に男性が、自ら積極的に家事や育児に参加し家庭生活への参画を促進する取組を推進します。

また、子どもとの積極的な関わりを通じて、家庭での親子関係の希薄化を防ぎ、より豊かな家庭環境を構築するため、家庭と社会の双方でジェンダー平等を実現し、男女が対等に共に支え合う家庭づくりを促進するため、男性の意識啓発に努めます。

【施策の方向】

① 男性の家庭生活への参画の促進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
⑮父子健康手帳発行事業の実施	男性の家事・育児参加への意識啓発として、これから父親となる男性を対象に「父子健康手帳」を発行し、男性の子育てへの参画を促進します。	市民生活課
⑮-2 男性の家庭生活への参画についての啓発	市ホームページなどを通して、男性の家事・育児への参加を促す啓発を行います。	市民生活課
⑰ 親子ふれあい講座、バンビはぐくみプログラム、家庭教育セミナーの実施	父親など子どもとの関わりが少なくなりがちな保護者に対し、家庭教育への参加促進を図る「親子ふれあい講座」や、育児知識の習得と情報交換の場を提供する「バンビはぐくみプログラム」、家庭教育を支える学びを提供する「家庭教育セミナー」を実施し、家庭の教育力向上を図ります。	生涯学習課

推進課題（２）ウェルビーイングを高める心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手への思いやりを持って共同していくことは、男女共同参画社会を形成する上での重要な前提条件です。また、すべての人が生き生きと暮らし、家庭や社会、職場などさまざまな場面で能力を発揮し活躍するためには、心身ともに健康であることが不可欠です。

男女双方の健康や幸福感（ウェルビーイング）に関わる心身の健康を維持・向上させる取り組みを推進するとともに、人々のライフスタイルや価値観に寄り添うことが必要です。

そのため、心身の健康は個々の幸福だけでなく、社会全体の持続可能な発展を実現するためにも、ウェルビーイングを高める健康づくりを支援します。

【施策の方向】

① 家庭におけるウェルビーイングの推進

具体的施策	取組内容	担当課
⑱国民健康保険加入者の各種検診に対する助成を実施	疾病の早期発見・早期治療を促進するため、少額の費用で検診を受けることができるよう、女性特有のがん検診に対する助成を実施します。	国保医療課
⑲食生活の改善の推進	適切な食生活についての知識・技術の普及啓発を進め、生活習慣病予防及び健康増進を推進します。	健康づくり課
⑳-1 健康相談、健康教育の実施	各種健康づくり教室、健康教育、健康相談を実施することにより「こころ」と「からだ」の健康づくりを推進します。	健康づくり課
⑳-2 企業へのがん検診の啓発協力依頼	企業と市が協力し、がん検診受診に関する啓発活動を実施します。	市民健康課
㉑各種健診事業の実施	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施します。 無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、特定健康診査	市民健康課

②②小中学校における食育の推進	児童生徒が食の重要性を理解し、健やかな体を育成するため、栄養教諭を中心として、家庭とも連携しながら食に関する指導を進めます。 家庭における食に関する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動の啓発を促進します。	学校教育課 給食センター
-----------------	---	----------------------------

②母子保健と母性保護の推進

具体的施策	取組内容	担当課
②③保護者に対する幼児期の性教育の啓発	幼児期において、男女のからだの違いや自分のからだの大切な部位などを保護者から、こどもへ伝えることにより、自分や他者のからだを大切にすることの意識が生まれるため、1歳6か月児健診、3歳児健診にて保護者に対し、正しい幼児への性教育についての知識を普及啓発します。	母子保健課
②④母子保健事業における保健指導の充実	妊婦が妊娠期を健康に過ごし、安全に出産ができるよう、面談や妊婦ネウボウを実施します。また、乳幼児の保護者が育児に取り組み、乳幼児の健やかな心身の育成ができるよう、家庭訪問、乳幼児健診及びこどもネウボウを実施します。	母子保健課
②⑤小中学校における性教育・薬物乱用防止教育の充実	関係機関と連携し、発達段階に応じて、性や薬物など健康に関わる問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動がとれるよう、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図ります。	学校教育課

3 基本方針3 共に支えあう職場づくり

推進課題（１）女性の活躍推進に向けた環境の整備

女性の活躍は、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには不可欠であり、女性が責任ある地位で活躍することは、女性の柔軟な発想が政策・方針決定に反映されるため、社会全体の多様性や活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等を両立しながら、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方があることを前提に、再就職やキャリアアップにおいても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

また、農業においては、女性が男性と対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定の普及や有効活用を促進し、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

【施策の方向】

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
②⑥市の審議会等への女性の登用促進	市の審議会等における女性の登用率を把握し、担当課へ必要に応じて登用の働きかけを行い、政策や方針の決定過程への女性の参画を促進します。	市民生活課 職員課
②⑦市の女性職員の活躍推進	「千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員がこれまで以上に力を発揮し、活躍できる組織づくりを目指す取組として、仕事と家庭の両立支援、女性職員のキャリア形成支援、管理職の指導・育成力の向上等に向けた、職場環境の整備を進めます。	職員課

② 女性の就労支援の推進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
⑳再チャレンジ支援セミナーの開催	職場や地域で活躍するためのノウハウやスキルアップを促すセミナーを開催し、実践に向けて始動するきっかけづくりを行います。	市民生活課
㉑建設工事入札参加資格の発注者別評価点における女性技術者雇用の評価	毎年策定する「公共工事の執行方針」において「女性技術者雇用」の促進について盛り込むとともに、建設工事入札参加資格の発注者別評価点に女性技術者雇用の評価項目を用い、女性技術者を含めた中長期的な担い手の育成確保を図ります。	契約管財課
㉒女性の再就職に向けた支援	ハローワークの求人情報を市ホームページに掲載するほか、市が運営する雇用情報ポータルサイト「ちとせの仕事」にて、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、就職や再就職に関するセミナー等の情報提供を行います。	商業労働課
㉓認定農業者などの維持・育成	農業経営における女性の後継者を確保するため、認定農業者などに対し家族経営協定※の締結、各種研修会及び婚活の場の提供を促進します。	農業振興課
㉔農業の多様な担い手の育成	女性農業者の経営参画を促進するため、北海道等による女性農業者に対するネットワーク活動、千歳市等による地域の活性化と経営の多角化に対する活動及び経営能力向上のための研修会を促進します。	農業振興課
㉕農業経営における家族経営協定の普及啓発	家族経営に携わる女性の農業経営への一層の参画を図り、経営改善に有効な取組である家族経営協定を推進するため、関係機関と連携の上、各種会議等の機会にパンフレット等を利用し、農業者へ普及啓発を行います。	農業委員会 管理課

※家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要であり、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

③ 男女平等な就業の機会と処遇の確保

具体的施策	取組内容	担当課
③④職場環境と労働条件の整備の推進	男女平等な職場環境の整備と非正規労働者の待遇改善のため、各種法令と助成金の情報を市ホームページに掲載し、周知するほか、窓口や電話による労働相談に対応します。	商業労働課



推進課題（２）仕事と生活の調和が図られたウェルビーイングの実現

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、家庭生活における育児・介護などの役割が男女問わず重要性を増しており、男性においてもワークライフバランスの意識が高まっています。この状況を生かし、男女が共に仕事と生活を両立を更に促進させ、男女がともにウェルビーイング（心身の健康、生活の充実感、幸福感）を実現できる社会の構築が必要です。

仕事と生活の調和を図りながらウェルビーイングを実現するためには、職場における働き方改革を推進し、育児や介護をはじめとするライフイベントにも柔軟に対応できる職場環境を整備することが重要です。

男女が互いの責任を分担しながら家事・育児・介護等に参画し、家庭生活や地域社会への貢献ができる環境づくりを進めます。また、自己啓発や趣味の追求を通じた成長の機会を確保することで、職業生活だけでなく社会生活の質の向上を図り、心身ともに充実感を得られる働き方を促進します。

【施策の方向】

① 長時間労働の削減などのワークライフバランスの推進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
③⑤建設工事入札参加資格の発注者別評価点における仕事と家庭の両立支援の評価	建設工事入札参加資格の発注者別評価点に仕事と家庭の両立支援の評価項目を用い、両立支援に取り組む事業者の普及を図ります。	契約管財課
③⑥市における働き方改革の実現	市における働き方改革を進めるため、職員の仕事と生活の調和に配慮し、ワークライフバランスの実現とキャリア形成を支援し、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。	総務部主幹 （働き方改革推進担当）
③⑧仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の推進	事業所の両立支援に係る取組を支援するための国の助成金や事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の取組・制度等を市ホームページに掲載し、周知に努めます。	商業労働課

※イクボス：職場で共に働く部下・スタッフの仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと

4 基本方針4 共に支えあう地域づくり

推進課題（１）安心して子どもを育てられる環境の整備

すべての人が、共に、子育てをしながら働き続けられるよう、また、出産・子育てにおいて、男女の多様な選択が可能となるよう、それを支える子育て支援サービスのさらなる充実に努めます。

また、ひとり親家庭や病気・障がいのある子を育てる家庭など、多様な子育て家庭の実情に応じたきめ細かな自立支援を強化し、地域全体で子育てを支え、すべての子どもが安心して健やかに育つ環境を整備します。

【施策の方向】

① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
③⑨子育て支援サービス情報の提供	子育て支援に関する総合情報誌「千歳市子育てガイド」を発行するほか、市ホームページの「子育て特集ページ」、SNS等の各種媒体を通じ子育て支援に関する制度・サービスなどの多様な情報を一元的に発信します。	こども政策課
④⑩-1 多様な保育サービスの充実	通常保育のほか、延長保育、一時預かり事業、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、ファミリー・サポートセンター事業、こども誰でも通園制度を実施し、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	こども政策課
④⑩-2 転入してきた子育て世帯に向けたイベントの実施	転入してきた親子向けのバスツアーを開催し、子育て支援施設や事業の利用に繋がるとともに、知人・友人づくりの機会を提供することで、子育ての不安感・孤独感の解消を図ります。	こども政策課
④⑪子育て支援センター事業の実施	市内 12 か所の子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる「つどいの広場」を提供するとともに「子育てコンシェルジュ」による相談対応や「ままサポート」事業及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、子育てを支援し、家族が協力し安心して子どもを育てられる環境を整えます。	子育て総合支援センター

④②放課後の「子どもの居場所づくり」	児童館や学童クラブにおいて、就学後の子どもの安全・安心な居場所を確保すると同時に共働き家庭やひとり親家庭などを支援することで安心して子どもを育てられる環境を整えます。	児童施設課
④②-2 男性の育児参加の支援	子育て総合支援センターや北新子育て支援センターにおいて、父親の育児講座等（子育て塾『パパ講座』など）を充実させ、男性の育児参加へのサポートを促進します。	子育て総合支援センター

② ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	取組内容	担当課
④③自立支援体制の充実	母子・父子世帯の安定した就業環境を提供するため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。 ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業（ホームヘルパー派遣）を実施し、一時的に生活援助が必要な場合等の生活支援を行います。	こども家庭課
④④相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施します。	こども家庭課

推進課題（２）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

男女が共に、介護と仕事の両立ができるよう、支援サービスの充実を図り、高齢者が地域社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動や、障がい者の社会参加や就労支援を促進します。

【施策の方向】

① 高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進

具体的施策	取組内容	担当課
④⑤老人クラブの育成	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがいづくりや地域活動への貢献を推進します。	高齢者支援課
④⑥有償福祉サービスの実施	千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス（ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス）を提供することで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。	高齢者支援課
④⑦地域包括ケアシステムの構築	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を構築します。	高齢者支援課
④⑧認知症高齢者支援の推進	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座などによる地域住民への普及啓発を行います。	高齢者支援課
④⑨介護予防サロン事業の充実	地域の高齢者や介護予防リーダーが中心となって実施する「いきいき百歳体操」などの介護予防活動の支援と、新たな介護予防サロンへの参画支援を行います。	高齢者支援課

⑤⑥地域支援事業（介護予防）の推進	介護予防センターにおいて、介護予防に関する普及啓発に関わる事業や地域の介護予防を支援する事業を実施します。	高齢者支援課
(51) 障害福祉サービス等の提供体制の確保	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保を図ります。	障がい者支援課
(52) 相談支援体制の充実・強化	障がい者やその家族などからの障害福祉サービスや医療などの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。	障がい者支援課
(53) 障害支援区分認定等事業	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行います。	障がい者支援課
(54) 障がい者の就労支援と雇用機会の拡大	障がい者就労推進員による関係機関との連携調整や企業等における障がい者雇用の実態把握を行うとともに、雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援などを実施します。	障がい者支援課

② 福祉ボランティアが育つ環境の整備

具体的施策	取組内容	担当課
(55) ボランティアの育成及び支援	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営費を助成することで、ボランティアの育成及び支援を図ります。市民がボランティアを始めるきっかけづくりとして、活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、寄付ができる「千歳市きずなポイント事業」を実施し、ボランティアの活性化を図ります。	福祉課

(56) コミュニケーション支援者の確保	点訳・音訳サービス等を行うボランティア人材を養成するため、各種講習会を実施します。	障がい者支援課
-------------------------	---	---------

推進課題（３）地域における男女共同参画の推進

地域は、世代や性別、障がいの有無など多様な人々が共に暮らす場であり、地域住民同士のつながりを通じて、誰もが安心して自分らしく活躍できる社会を築くことが重要です。

お互いの個性と能力を尊重し、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが地域づくりに参画できる環境を整備して、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、女性が主体となって地域活動や団体活動で活躍できるよう活動を支援します。

【施策の方向】

① 地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
(57) 地域における男女共同参画に関する情報発信	町内会連合会と協力し、男女共同参画に関する情報発信を行い、地域における男女共同参画の意識啓発を実施します。	市民生活課
(58) 女性団体の活動支援	女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。	市民生活課 生涯学習課

推進課題（４）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害は、地震、噴火、風水害等の自然現象（自然要因）と、それを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

平常時における固定的な性別役割分担意識は、災害時にも影響を及ぼし、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じました。

また、令和６年の能登半島地震では、避難所等において女性のニーズを配慮した対応が十分ではないことが明らかになりました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

これらを踏まえ、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、災害発生時に円滑な避難所運営、被災者支援等が図られるよう、男女共同参画の視点から防災訓練や啓発活動などを実施します。

【施策の方向】

① 地域防災における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
(59)防災訓練、市民防災講座等の防災イベントの実施	防災訓練、市民防災講座等の防災・減災に係るイベントを開催し、自主防災活動及び女性参画を促進します。	危機管理課
(60)防火・防災思想の普及活動、応急手当の普及啓発の実施（消防団）	消防団による、一人暮らしの高齢者宅訪問、街頭広報活動等を実施し防火・防災を呼びかけます。 また、女性消防団員が率先して、市民や事業所職員等に救急講習を実施し、応急手当の重要性を普及させ、災害時の応急救護に役立てます。	消防本部 総務課
(61)防火委員が参画する火災予防啓発事業の実施	女性を含む防火委員による市民火災予防運動及び千歳市防火委員研修会、救急講習への参画から得た知識を地域住民へ伝え、市民全体の防火意識及び応急手当の啓発を図ります。	消防本部 予防課

5 基本方針5 プランの推進体制の充実

男女共同参画の推進にかかる施策は多岐にわたり、その実現には長期的な視野に立った継続的な取組が必要です。

千歳市においても全庁的に男女共同参画や多様性の視点に立ったまちづくりを推進するとともに、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進します。

【施策の方向】

① 推進体制の充実

具体的施策	取組内容	担当課
(62) プランの進行管理	プランの着実な進行を目指し、毎年度、プランの事業実績の把握と評価を行い、評価の際には、事業の実施状況を基に、事業内容の点検や見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。	市民生活課
(63) 庁内推進体制の充実	男女共同参画施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、次長職で構成する千歳市男女行政推進委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、横断的な検討や調整を行います。	市民生活課
(64) ちとせ男女平等推進会議の開催	関係者や公募による市民で構成するちとせ男女平等推進会議を開催し、プランの推進に関し必要な事項について協議を行い、本会議からの意見を受け、施策の効果的な推進を図ります。	市民生活課

② 市民・市民団体・関係機関との連携

具体的施策	取組内容	担当課
(65) 関係機関等との連携	ちとせ男女平等推進会議委員、ちとせ男女共同参画推進ねっと登録団体、ちとせ男女共同参画推進スタッフ等、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。	市民生活課

6 成果目標

男女共同参画社会の実現に向けた取組の進捗状況を把握するため、基本方針ごとの成果目標を設定します。

基本方針	項目	現状 (R7)	目標 (R18)
1 共に 支えあう 意識づくり	「男女共同参画社会」という用語の周知度（アンケートの回答率）	75.3%	100%
	女性相談員による相談件数	170 件	240 件
2 共に 支えあう 家庭づくり	市における男性職員の育児休業の取得率	88.9%	98%
	がん検診受診の啓発協力企業数	64 企業	67 企業
3 共に 支えあう 職場づくり	市の審議会等委員に占める女性の割合	34.8%	45%
	市の行政職における管理職に占める女性の割合	11.6%	30%
4 共に 支えあう 地域づくり	子育て支援センター利用者数（一般型3か所と児童館連携型9か所の合計利用者数）	(R6) 60,956 人	62,000 人
	防災訓練・市民防災講座の女性参加率	38.1%	50%

第4次ちとせ男女共同参画推進プラン

令和9年3月

発行 千歳市

編集 千歳市市民環境部市民生活課男女共同参画推進係
〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地
電話 0123-24-0551 ファックス 0123-27-3743
ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>